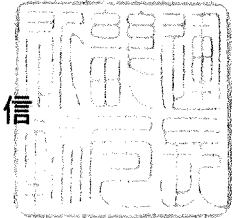


# 公 示

「特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置の実施について（平成21年10月1日付け近運自二公示第38号）1. 2.」に基づき、近畿運輸局管内の特定地域における車両数については、下記のとおり定めたので公示する。

平成21年10月1日

近畿運輸局長 原 喜 信



記

「特別監視地域等の指定に伴い試行的に実施する増車抑制対策等の措置について（平成19年11月20日付け近運自二公示第44号）1. 1.」に基づく特定特別監視地域の指定時（継続して指定されている場合は、当該継続して指定された最初の指定時。）における営業区域ごとの当該事業者の一般の需要に応じることができるタクシー車両の合計数とする。

なお、大阪府下の地域において、「一般乗用旅客自動車運送事業（1人1車制個人タクシーを除く）の事業計画変更（期間限定減車）に関する取り扱いについて（平成19年11月5日付け大運輸第81621号、大運監第1180号）」に基づく期間限定減車の届出をした者については、当該届出により減車されることとなる前の車両数とする。

## 附 則

1. この公示は、公示の日から適用するものとする。